

○ 当市の条例案に係る方針

家庭的保育事業等の認可基準に係る国の省令については平成26年4月30日に公布されました。

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業については、当市にこれまで運用実績が無いことから、当市の条例案は国基準どおりとする予定です。

小規模保育事業、事業所内保育事業については、現在、認可外保育施設として県の指導監督基準の適用を受けている既存施設の移行が想定されますが、国基準における従事する職員及びその員数は従うべき基準であり、また、設備の基準についても国基準と異なる基準とすべき事情は見受けられないことから、当市の条例案は国基準どおりとする予定です。